

能美特別支援学校（仮称）新校舎建設工事 基本計画策定の概要

現在の寺井高等学校敷地内において、新たな特別支援学校を併設するにあたり、新校舎建設に伴う基本計画の策定を行う。以下に計画の策定にかかる概要を示す。

1. 基本理念

小松特別支援学校については、近年、児童・生徒数が大きく増えており、今後も増加が見込まれることから、教室不足による教育環境の悪化が懸念される。

こうした状況を踏まえ、今般、小松特別支援学校の教育環境の向上を図るため、現在の小松特別支援学校の通学範囲にある寺井高等学校の敷地内に新たな特別支援学校を設置するため、新校舎を建設する。

新校舎においては、障害のある生徒一人一人に応じた教育を行うほか、新たな特別支援学校と寺井高等学校との間で、陶芸実習等による両校の児童生徒同士や地域との交流を図るインクルーシブ教育の展開を目指す。

2. 整備方針

(1) 全体計画は次のとおりとする。

- ・寺井高等学校の敷地内に、新たな特別支援学校の校舎を増築（新設）する。
- ・新校舎の完成後は寺井高等学校の生徒と新たな特別支援学校の生徒が同一敷地内で学ぶこととする。
- ・新校舎の規模は19学級（小学部7教室、中学部7教室、高等部普通科5教室）、生徒数約100人

(2) 新校舎建設の進め方は次のとおりとする。

- ・寺井高等学校の現校舎、体育館、グラウンドを使用しながらの建設工事とする。
- ・工事期間中は、仮設校舎などは建設しない。

(3) 事業スケジュール（予定）

令和7年度 基本計画～基本設計

3. 建設地等の概要

(1) 建設地

- ・所在地 石川県能美市吉光町ト90番地（寺井高等学校敷地内）
- ・敷地面積 46,134㎡

- ・各種規制 都市計画区域内（用途地域なし 特定用途制限地域）
防火地域 指定なし
建ぺい率 60％
容積率 200％
景観計画区域 等

（２）学校規模等

新設校（予定）

- ・生徒数 100人程度
- ・職員数 教員約60人程度、事務職員約5人
- ・教育課程 知的障害部門

既設校（寺井高等学校）（令和7年5月1日）

- ・生徒数 9学級（267人）
- ・職員数 教員約33人、事務職員約6人
- ・教育課程 総合学科
- ・建物現状 校舎 8,388㎡
屋内運動場 2,956㎡

4. 施設整備計画（案）

（１）施設計画範囲

別紙「敷地配置図」に示す範囲で下記の施設を計画すること。

（２）建物（新校舎）

①規模

- ・延床面積 約4,500㎡程度
- ・階数 地上3階建
- ・小体育館 300㎡程度（設ける場合）

②計画諸室（参考）

- ・普通教室・特別教室関係

普通教室（7m×7m程度）、教材庫（適宜）、生徒用更衣室（各階）、生徒用便所（各階）、食品加工室（1室）、作業実習室（3室）、自立活動室（3室）
音楽室・美術室・調理実習室・被服室・図書室（各1室）、パソコン室（1室）
多目的室（1室）、プレイルーム（1室）、多目的スペース（適宜）、クールダウンルーム（3室） 等

- ・管理・職員関係

校長室（1室）、事務室（1室）、職員室（1室）、会議室（1室）、応接室

(1室)、進路指導室(1室)、相談室(1室)、保健室(1室)、職員更衣室(男女各1箇所)、職員・来客用便所(1箇所) 等

・その他施設整備関係

玄関ホール

食堂・厨房(自校調理方式)

送迎用キャノピー、エレベーター、設備機械室

地域交流スペース 等

※各部屋の規模等は建築基準法及び現小松特別支援学校におけるものを参考とすること(別紙「現況見取り図(小松特別支援学校)」参照)。

(3) 屋外付帯施設

特別支援学校職員用駐車場(約70台分)

寺井高等学校職員用駐車場(約50台分)

来客用駐車場(約30台分)

農園(約700㎡)

(4) 既存校舎との関係について(別紙「敷地配置図」参照)

- ・現在の寺井高等学校の第2体育館、グラウンド及び陶芸実習棟は両校が共用する。
- ・インクルーシブ教育を目指す施設とするため、現寺井高等学校と特別支援学校(新校舎)は接続させる。
また、陶芸実習棟は両校が共用することになるため新校舎もしくは計画敷地内で移転する計画とすること。
- ・計画の内容に応じて、既存校舎の一部(特別教室棟(4番棟))を新たな特別支援学校の校舎とするため改修することを可とする。また、管理教室棟(玄関棟)の1階を新校舎との接続やグラウンドへの導線とするため改修することを可とする。
- ・特別支援学校の生徒が共用する第二体育館へ移動する際、小学部の生徒が第二体育館へ移動するための導線が短くなるよう配慮すること。
また、寺井高校の廊下を通る計画とする場合は、新校舎に小体育館を設ける計画とすること。
- ・特別支援学校の普通教室は新たに設置する校舎に配置すること。
- ・特別支援学校の多くの生徒はスクールバスを利用していることをふまえ、スクールバスの乗降は全面ロータリーを使用する計画とする。また、降雨降雪時の乗降に配慮した計画とすること。
- ・校舎敷地内に市のコミュニティバスのバス停があるため、コミュニティバスの導線やダイヤ等に配慮したロータリー計画とすること。

- ・ 正門付近の緑地帯（記念樹の森）の樹木及び石碑、石垣については校舎敷地内で移転を可とする。
- ・ 改修の計画に際しては別紙「現況見取り図（寺井高等学校）」を参考とすること。